

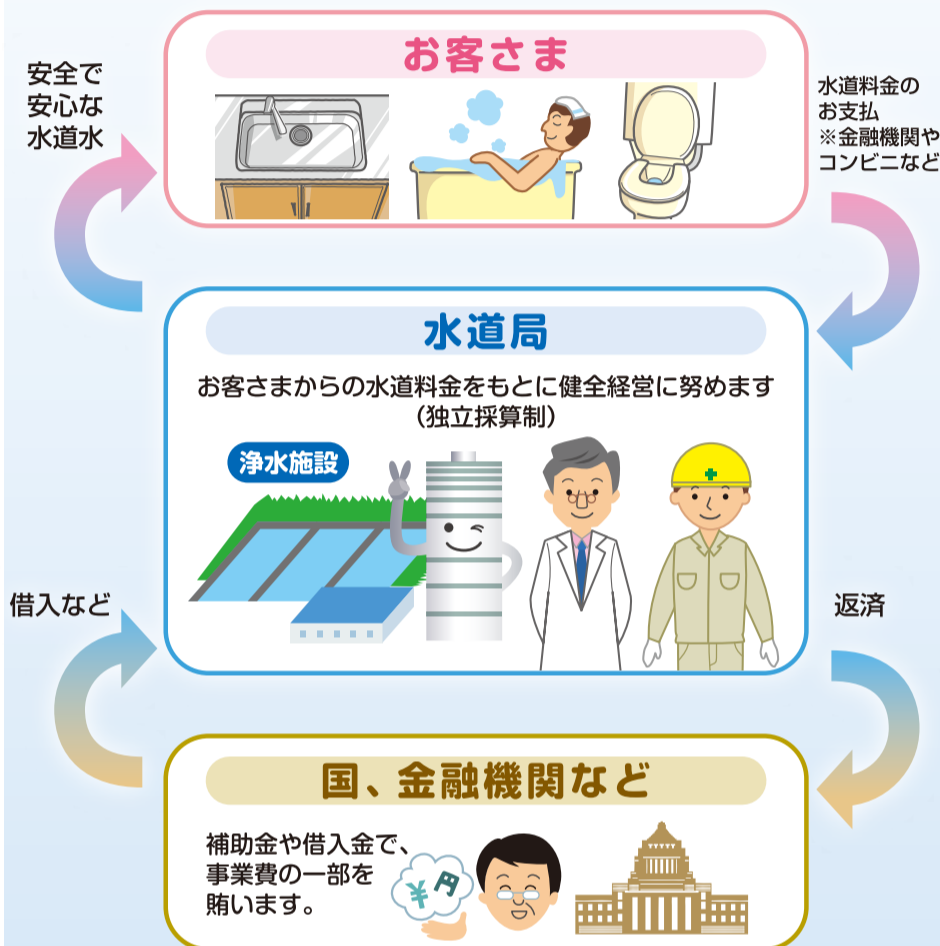
水道はみなさんの水道料金で経営されています。

水道局が水道料金をもとに『独立採算制』で経営しています。

①お客さまからの水道料金で支えられている水道事業

水道管の入替や水道メーターの検針、浄水処理、水質管理など、お客さまに安全でおいしい水道水をお届けするために必要なお金は、主に水道料金で賄われています。

《水道事業経営の仕組み》



②水道料金の計算方法

ご使用の水道メーターの口径ごとに設定された「基本料金」と、ご使用の水量に応じた「従量料金」を合計した額に消費税相当額を加えた額が、お客さまの水道料金となります。

基本料金とは

お客さまが「安全な水」を「いつでも必要なだけ」お使いいただけるように施設を常に整備、維持管理するための費用を、ご使用量の多い少ないにかかわらず、ご負担いただく料金です。

従量料金とは

浄水場の設備を動かすための電気料や浄水処理のための薬品代など、お客さまのご使用量に応じて、ご負担いただく料金です。

一般水道料金表(2カ月分)

メーターの口径	基本料金	従量料金 (消費税抜)				
		1m ³ ~20m ³	21m ³ ~60m ³	61m ³ ~100m ³	101m ³ ~200m ³	201m ³ ~600m ³
13mm	1,760円	1m ³ につき 37円				
16mm	2,240円					
20mm	4,180円					
25mm	6,480円					
30mm	9,360円					
40mm	15,820円	1m ³ につき 89円	1m ³ につき 102円	1m ³ につき 109円	1m ³ につき 127円	1m ³ につき 147円
50mm	25,720円					
75mm	57,800円					
100mm	102,600円					
150mm	232,400円					
200mm	416,400円					

【水道料金計算例】 水道使用水量が2カ月で41m³の場合 (メーターの口径13mm)
水道料金合計 4,874円

基本料金 1,760円 + 従量料金(1m³~20m³) 740円(単価37円×20m³) + 従量料金(21m³~41m³) 2,142円(単価102円×21m³) + 消費税等相当額 ※1円未満は切り捨て 232円((1,760+740+2,142円)×5%)

●お問い合わせは ☎ 0120-411-002 水道局経営管理課へ

下水道は新潟市役所が管理しています

下水道を使用いただいている市民の皆さんからは汚水の排除量(水道使用水量)に応じて下水道使用料を納めていただきます。納めていただいた使用料は、家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水に再生して河川に放流するための維持管理費や、施設建設にかかる経費の一部にあてられます。(※井戸水を使用している場合は、その使用状況に応じて下水道使用料を算定します。)



下水道使用料金表 (2カ月分)

用途	区分	汚水排除量	料金
一般汚水	基本料金	20 m ³ まで	2,380円
		21 ~ 60 m ³	1 m ³ につき 158円
	超過料金 (1 m ³ につき)	61 ~ 200 m ³	1 m ³ につき 191円
		201 ~ 1,000 m ³	1 m ³ につき 246円
		1,001 m ³ 以上	1 m ³ につき 314円
公衆浴場汚水		1 m ³ につき 14円	

下水道使用量は「基本料金」と「超過料金」の合計額(10円未満の端数が生じたときは切り捨て)に1.05を乗じて算出し、1円未満の端数は切り捨てます。

使用料計算例 <汚水排除量(水道使用水量)が2カ月で41m³の場合>

①「基本料金」と「超過料金」を合計

基本料金(20m³まで) 2,380円 + 超過料金(21~41m³までの21m³) 21m³×158円=3,318円 =計5,698円

② 10円未満切捨てのため料金は 5,690円

③ 消費税等相当額を加算して 5,690×1.05= 5,974円(1円未満切捨て)

下水道に接続するための助成金・融資制度

下水道へ早期に接続いただくため、各種助成・融資制度を設けていますのでご利用ください。

①水洗便所改造助成金

汲取りトイレ又は浄化槽トイレを改造して下水道に接続する工事について、下水道の処理開始日から1年以内の工事は3万円、1年を超えて3年以内の工事には2万円を助成します。(新築家屋・法人を除く)

②排水設備工事配管延長助成金

(平成25年度から27年度の3年間に限る)

浄化槽や汲取りトイレから下水道への切り替え工事を行う際に、公共ますから上流に新設する排水設備の屋外配管延長が25mを超える場合や、敷地が狭く屋内配管になってしまう場合など、配管延長に応じて助成します。(新築家屋・法人を除く)

このほか、2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置する場合の助成金や、工事費に対する無利子融資(借入先金融機関と要相談)などがあります。



●お問い合わせは ☎ 025-226-2959 下水道部経営企画課へ